

令和9年度

NPO 法人 子育て支援 キッズスペース

さいたま市放課後児童クラブ

キッズスペースきぼう

入室のご案内

入 室 申 込（持参又は郵送）		
受付場所		キッズスペース 奈良 ・ 別所 ・ きぼう ・ うちゅう ・ 事務局 ※郵送の場合は、事務局宛てに 11 月 30 日必着でお願いします。
受付期間	月 ～ 金	令和8年11月9日（月）～令和8年11月30日（月） （日祝は除く） 13：00 ～ 19：00 ※「放課後みんなのひろば」と受付期間等が異なりますので、ご注意ください
	土 曜 日	「キッズスペース奈良」でのみ受付 （土曜日） 13：00 ～ 17：00

※場合によっては受付場所が変更になります。H.P を必ずご確認ください。

※入室申込書類は、お近くのクラブ、キッズスペース事務局にお持ちいただくか、キッズスペース事務局へ郵送でお送りいただくかのどちらかでお願いします。

※郵送の場合は、事務局に11月30日必着です。また、遠方からの転居などの理由で持参が難しい場合も、事務局宛てに郵送してください。

※追加受付は、欠員がある場合にのみ行います。

※令和8年10月1日～令和9年4月末までに転入予定の方で、令和9年4月から入室をご希望の場合は、受付期間終了後も令和9年1月6日（水）まで、申し込みを受け付けます。

■ 放課後児童クラブとは

※さいたま市の文書より

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間児童の面倒を見ることができないことが常態(※)となっている小学校1年生から6年生までの児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

※【常態とは】午後2時30分以降保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、施設を週3日以上利用する必要がある状態をいいます。

目 次

設置の目的、育成支援の基本方針	1
開室時間と閉室日 一日の流れ	1
入室の対象となる児童・入室できる期間	2
育成料等の納付	3
入室までの流れ・注意事項	3～ 4
入室申し込みに必要な書類	5～6
お問い合わせ先・キッズスペースクラブ一覧	6

さいたま市公式子育て情報サイト

さいたま子育てWEB

<https://www.city.saitama.lg.jp/kosodate/index.html>

子育てに関する情報が掲載されておりますので、
申込みの際には参考としてください。

○ 設置の目的

放課後児童クラブは、小学校及び特別支援学校等に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない児童や、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない児童を対象として、授業の終了した放課後、及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日に、クラブにおいて家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成をはかることを目的とすると共に、仕事と子育ての両立支援をはかる施設です。

NPO法人 子育て支援 キッズスペースでは、さいたま市より委託を受け、放課後児童クラブの運営を行います。子どもたちの豊かな生活のために保護者、放課後児童支援員(以下、支援員)、理事が協力して役割分担や運営にあたります。(行政主導の公的な放課後児童クラブとは異なります)

○ 育成支援の基本方針

- ・子どもを中心に保護者、支援員等が協力し、異年齢集団の特性を生かした育成を行います。
- ・一人一人が大切にされ、仲間や支援員と楽しく遊び・生活できるよう環境づくりを行います。

○ 開室時間と閉室日 一日の流れについて

【開室時間】学校の授業のある日 …… 放課後 ～ 午後7時 00 分

学校の授業のない日 …… 午前8時00分 ～午後7時00分

早朝利用…午前 7 時 30 分～午前8時 00 分 ※土曜日は除く

延長利用…午後7時 00 分～午後 7 時 30 分 ※土曜日は除く

【閉室日】 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

* 台風、大雪などのため休校、学級閉鎖等がある場合、その趣旨を踏まえ児童の安全を図るため 自宅で待機するようお願いいたします。

【一日の流れ 例】

学校のある日		土曜日・夏休み等	
14:30	開室 児童登室 手洗い 学習タイム(宿題・個別学習) 自由遊び・集団遊び(公園等)	7:30 8:00 9:00	早朝利用(月～金のみ) 開室 児童登室 手洗い 学習タイム(宿題・個別学習) 自由遊び・集団遊び(公園等)
16:00	おやつ 自由遊び 片付け 帰りの準備	12:00 15:00	昼食(お弁当)・休憩 自由遊び・集団遊び おやつ 自由遊び 片付け 帰りの準備
19:00	閉室→延長利用実施 (事前申込の必要有り)	19:00	閉室→延長利用実施(土曜はなし) (事前申込の必要有り)
19:30	延長利用終了	19:30	延長利用終了

○ 入室の対象となる児童・入室できる期間

入室対象となるのは、原則として以下の①～④のすべてを満たす児童です。

- ① 市内に住所を有し、小学校に通う１年生から６年生までの児童であること
- ② 週３日以上施設利用が必要であること
- ③ 児童クラブへの登室や身の回りのことを一人でできること
- ④ 保護者が下表のいずれかの事情により、午後２時３０分以降児童を見ることができない日が週（月～土のうち）３日以上ある状態が１か月以上続くこと

※学校長期休業期間（春、夏、冬休み）中は、週（月～土のうち）３日以上かつ開室時間のうち３時間以上、就労等で児童の面倒を見ることができなければ、１か月未満であっても入室可能。

※育児休業取得期間中は、原則入室の対象となりません。年度途中で復職予定の方は、

① ４月から入室をする（利用の有無に関わらず、育成料等を支払う）

② 特別申請として、復職前から申請し、復職時に利用する（年度途中での入室）

どちらかになります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

No.	入室事由		入室期間
1	就 労	居宅外または居宅内で労働していること	就労している期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。 ただし、上記④を満たす就労でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
2	求 職 活 動	求職活動をしていること	入室した日から２か月。 ただし、この間に上記④を満たした就労を開始し、就労証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（３月３１日）まで延長します。
3	就 学	就学していること	就学している期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。 ただし、上記④を満たす就学でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
4	出 産	保護者が出産予定であること	出産予定日を含めた、最長３か月以内の期間。
5	病 気	疾病もしくは負傷している状態にあること	左記事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。
	障 害	心身に障害を有していること	
	看護・介護	同居および別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること	災害復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（３月３１日）まで。

※令和１０年度も入室を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。

※入室希望者が定員を超えた場合は、ご希望に添えず入室できないことがあります。

（入室できなかった場合、「放課後みんなのひろば」の利用が可能です）

○ 育成料等の納付

■ 利用料金（月額） ※学年や利用日数に関わらず、一律料金となります。

①指導料 13,000 円（教材費・消耗品費含む）

②おやつ代 2,000 円

③早朝利用料（7:30～8:00 希望者のみ）10,000 円【年間・児童 1 名につき】

④延長利用料（お迎えが 19:00 を過ぎた場合）500 円【1 回・児童 1 名につき】

⑤駐車場負担金（利用希望者のみ）1,000 円【月額・児童 1 名につき】

※減額対象（市民税非課税世帯・生活保護受給世帯等）は 1,000 円減額となります。

※兄弟、単親家庭の減額はありません。

※生活保護受給世帯は別途、ご相談ください。

・毎月 20 日が育成料等の納付期限（口座振替日）となります。20 日が土曜日、日曜日および国民の祝日等の場合は、金融機関等の翌営業日が納付期限（口座振替日）となります。

・早朝利用料は一括払い、延長利用料は利用日×500 円を翌月に請求します。すべて口座振替となります。

・育成料等の未納が 3 カ月続いた場合は、原則として退室となります。（育成料等はお支払いただきます）

・入室が決定した場合、育成料等の納付については、原則として口座振替をお願いしております。令和 8 年度「キッズスペースきぼう」在籍の方は、これまでご登録いただいている口座から育成料等を振替させていただきます。（令和 8 年度に「きぼう」以外のクラブを利用していた方や口座を変更したい方は、新たに手続きが必要となります）

★令和 9 年度より、事前請求（事前支払い）ではなく事後請求（事後支払い）となります。

★4 月分の育成料等は、5 月 20 日(木)にご指定の口座から引き落としさせていただきます。

★請求の際には、延長利用料等も合算して引き落としの手続きをします。

○ 入室までの流れ

■ 審査・選考について（6ページ参照）

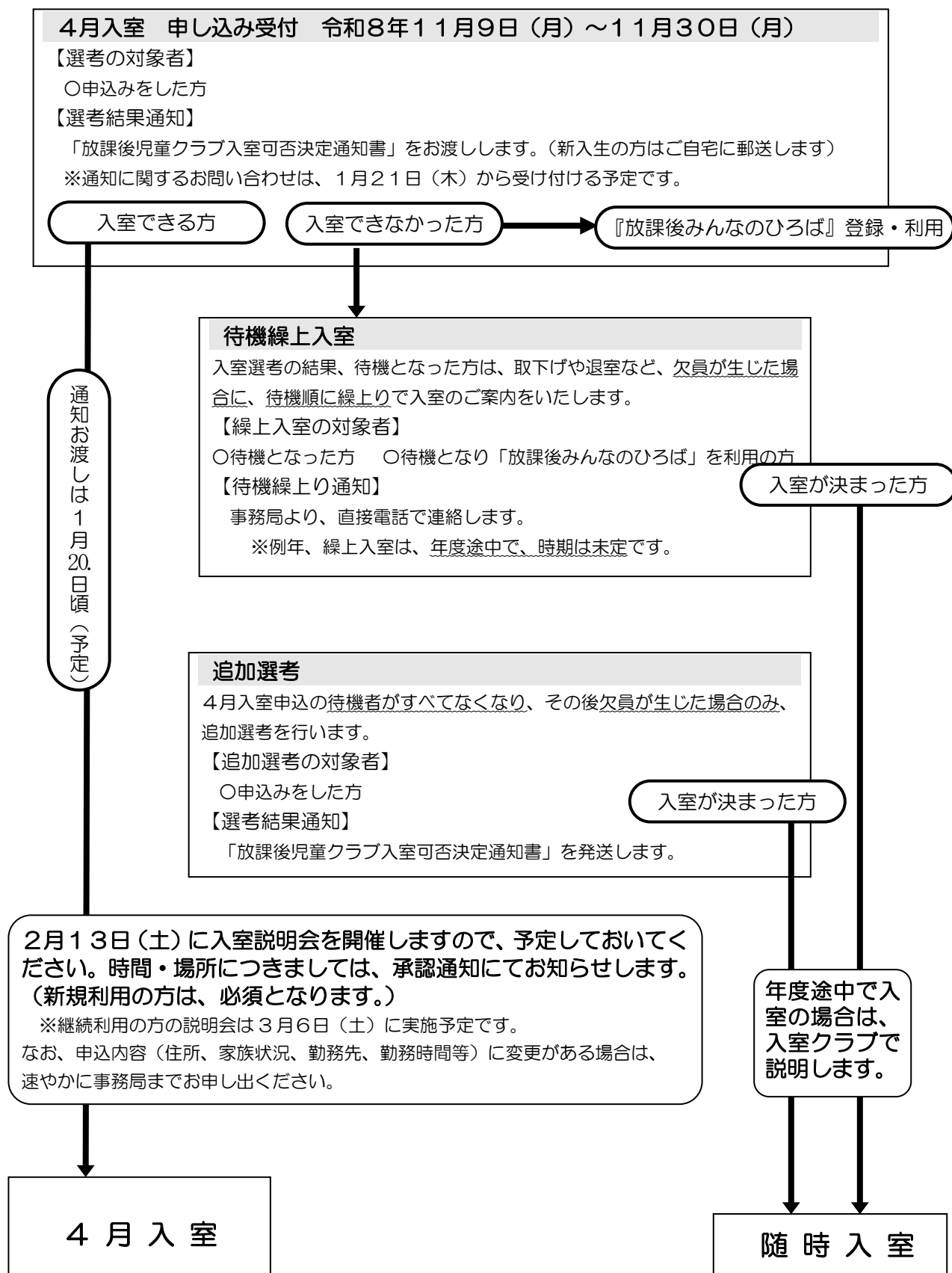
- ・入室を希望される方が「キッズスペースきぼう」の定員を超えた場合は、申し込み順や抽選ではなく、入室を必要とする理由（勤務時間、勤務日数等）や世帯状況等を指数化し、その指数が高い方から入室となります。そのため、入室選考の結果、入室できない場合があります。（入室できなかった場合、「放課後みんなのひろば」の利用が可能です）
- ・保護者の「入室を必要とする理由を証明する書類（就労証明書・診断書等 ※5ページ参照）」が提出されない場合は、審査ができないため入室対象となりません。
- ・保護者以外の同居者分の「入室を必要とする理由を証明する書類（就労証明書・診断書等 ※5ページ参照）」が提出されない場合は、優先順位が低くなる場合があります。
- ・申し込み内容について、電話等により確認する場合があります。
- ・お子さまの発育状況や生活習慣の様子等をより理解するために、入室前に面談等をさせていただきます。

■ 注意事項

- ・ご提出いただく各種証明書類は、3か月以内に発行されたものの提出を原則とします。
- ・申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申し込みが無効になります。
- ・二世帯住宅や同一敷地内別棟の居住者も、同居者として取り扱います。
- ・申込内容（住所、家族状況、勤務先、勤務時間等）に変更があった場合は、速やかにクラブまたは事務局に連絡後、必要な書類を提出してください。
- ・市民税非課税世帯・生活保護受給世帯等で減額を受ける場合は、必ず減額申請書を提出してください。
- ・申し込み時に提出できなかった添付書類や申込内容変更届は、受付締切日令和8年11月30日(月)までに各クラブまたは事務局に提出してください。
- ・保護者以外の方（18歳以上の同居人等）の書類が提出されない場合は、優先順位が低くなる場合があります。
- ・本来の学区内の放課後児童クラブに入室できないため、区域外入室をする場合は「不承認通知等」証明書を提出いただきます。

※提出書類等の個人情報、育成支援以外の目的では使用しません。

■ 選考から入室までの流れ



※入室できなかった方への通知は初回のみとなり、それ以降は入室が決定した場合に再度通知します。

○ 入室申し込みに必要な書類

1 入室申込書（家族状況調書・児童の記録） ※入室希望児童1人毎に1枚必要となります。		
2 入室を必要とする理由を証明する次のいずれかの書類		
① 就労	就労証明書 ※必ず、同封の所定の様式を使用してください。 ※採用予定または入室基準を満たしていない就労証明書を提出する場合は、あわせて誓約書もご提出ください。また、入室後2か月以内に就労証明書（採用予定の方は勤務開始後に証明されたもの、入室基準を満たしていない方は基準を満たしたものを）を再提出する必要があります。	保護者および 18歳以上の同居の 親族等で、入室を必要 とする理由がある方 全員
② 求職活動	誓約書	
③ 就学	在学（入学）証明書・合格通知書、カリキュラム等	
④ 出産	母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所）	
⑤	病気 医師の診断書（保育困難であることが明記されているもの） 障害 障害者手帳の写し 看護・介護 介護申立書、看護・介護対象者の下記の書類 ①障害者手帳の写し ②介護保険証の写し ③医師の診断書	
⑥ 災害	り災証明書の写し	
3 利用区域図（ご自宅の位置確認）		
4 減額申請書		
市民税非課税・生活保護受給世帯・中国残留邦人等の支援給付受給世帯の理由により減額をうける場合のみ	減額申請書 所定の様式を使用してください。	
5 【市民税非課税減額申請者のみ】令和8年度（令和7年分）の市町村民税額がわかるもの		
① 令和8年1月1日現在、さいたま市に居住していた方	令和8年度市民税所得証明書 ※各区課税課で発行	保護者および同居又は二世帯住宅や同一敷地内別棟居住の祖父母
② 令和8年1月1日現在、さいたま市に居住していなかった方	令和8年度市町村民税所得証明書〔市町村民税額が記載されているもの〕 ※令和8年1月1日現在居住していた市区町村で発行	
6 その他		
① 生活保護受給中の方	生活保護受給証明書 ※各区福祉課で発行	保護者および同居又は二世帯住宅や同一敷地内別棟居住の祖父母
② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受給中の方	支援給付受給証明書 ※各区福祉課で発行	
③ 離婚・未婚・死亡による配偶者の不在	戸籍謄本、児童扶養手当証書又は認定通知書の写し、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し等	

○ お問い合わせ先・キッズスペースクラブ一覧

■お問い合わせ先

キッズスペース 事務局	〒331-0822 さいたま市北区奈良町128-23 電話 699-2310 (FAX) 699-2318 平日 10時00分～16時30分
----------------	---

ホームページ <http://www.kids-space-afterschool.org>
 メールの場合は、上記 HP 内のお問い合わせフォームよりご連絡ください。

■NPO 法人 子育て支援 キッズスペース 放課後児童クラブ一覧

キッズスペースつばさ	さいたま市北区宮原町3-902-4 つばさ小学校内 電話 (FAX) 668-1664
キッズスペースみらい	さいたま市北区日進町2-1624-1 電話 (FAX) 782-6515
キッズスペースたいよう	さいたま市北区宮原町2-16-1 (2階) 電話 (FAX) 780-2826
キッズスペースころ	さいたま市北区宮原町3-53 メゾネットまりえ1号室 電話 (FAX) 729-8590
キッズスペースきぼう	さいたま市北区别所町42-7 電話 (FAX) 778-8786

※大宮別所小学校内に新たに設置される「放課後みんなのひろば」は、さいたま市放課後居場所事業の事業所となるため、『キッズスペースきぼう』とは運営内容が異なります。運営内容をご確認の上、お申し込みいただくようお願い申し上げます。